

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和2年12月8日(火) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子
委員 關 守 委員 寺門 厚
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

副議長 木野 広宣 事務局長 渡邊 荘一
事務局次長 横山 明子 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 浜名 哲士
保健福祉部長 川田 俊昭	社会福祉課長 平野 敦史
社会福祉課長補佐 山田 明	こども課長 篠原 広明
こども課長補佐 住谷 孝義	介護長寿課長 藤咲富士子
介護長寿課長補佐 照沼 克美	保険課長 生田目奈若子
保険課長補佐 鈴木 伸一	健康推進課長 加藤 裕一
健康推進課長補佐 玉川祐美子	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 平野 玉緒
生涯学習課長 田口 裕二	生涯学習課長補佐 萩野谷智通

会議に付した事件

- (1) 議案第74号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第76号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第80号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第81号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第82号 令和2年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第 83 号 令和 2 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 那珂市障がい者プラン策定に係る中間報告について

…執行部より報告あり

(8) 認可保育所等利用者負担額の見直しについて

…執行部より報告あり

(9) 那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告について

…執行部より報告あり

(10) 那珂市スポーツ推進計画 (案) の策定について

…執行部より報告あり

(11) 茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について

…原田副委員長に決定

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本市におかれまして、新型コロナウイルス、新たに 14 例目が確認されたということで大変心配いたしました。その後、感染の続報はなく、ほっとしているところであります。

また、執行部におかれましては、年末年始、忙しい時期に向けまして、新型コロナウイルス対策と、大変ではあると思いますが、どうぞ健康に留意されまして職務に当たられますよう心よりお願い申し上げます。

また、副議長におかれましては、連日の審議、大変ご苦勞さまでございます。本日の審議をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきますと存じます。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 6 名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長代理で副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆様、改めましておはようございます。

新型コロナウイルス感染拡大する中、茨城県内におきましても、各自治体において議会運営が大変ご苦労されてございます。那珂市におきましては、議員の皆様、また執行部の皆様におかれまして、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとさせていただいておりますので、今日まで無事、議会が運営されております。

本年最後の教育厚生常任委員会でございます。富山委員長の下、慎重なる審議をされますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶、お願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会のご出席、大変お疲れさまでございます。

先ほど富山委員長からお話がありましたとおり、12月20日に那珂市在住の看護補助者が新型コロナウイルスに感染しているとの発表がありました。翌日、先崎市長から職員に対しまして、新型コロナウイルスには状況を見極め対応すること、職員からは感染者を出さないよう、健康管理に万全を期すよう指示がありました。また、昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議においても、油断することなく気を引き締めて新型コロナウイルス対策を実施していくよう、改めて指示がありました。我々職員一同、一丸となって新型コロナウイルス対策を行ってまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、ご理解、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

本日は、議案6件、協議・報告案件が4件でございます。ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

学校のほうでも今週を含めまして2学期、3週間余りとなりました。おかげさまで、コロナ禍の中でしたけれども、各学校とも工夫をいたしまして行事が、規模縮小であったり、時間短縮ではありましたが、ほぼ例年どおり実施できたということ、大変うれしく思っております。特に先週までには、各学校ともほとんどが授業参観や学級懇談、学年懇談等行うことができ、子供たちの様子を保護者の方が、ちょっとの間ではありましたが参観することができ、あるいは教師とも懇談することができて大変有意義だったと、そういうような報告を昨日までに校長のほうから受けております。

先ほど来、話題にはなっておりますけれども、新型コロナウイルス終息はまだまだ先が見えませんが、学校のほうも感染症対策、拡大防止を徹底してまいりたい、そのように思っております。どうぞ引き続き議員の皆様には、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第 80 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書 76 ページの次のページをお願いいたします。

議案第 80 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費になります。

9 款教育費、2 項小学校費、事業名、小学校施設整備事業 3,371 万 5,000 円、3 項中学校費、中学校施設整備事業 1,402 万 5,000 円。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

次のページをお願いいたします。

当委員会におきましては、上から 3 つ目の教育支援センター複合機リースから、一番下の図書館総合施設管理業務委託までの 13 件になります。期間につきましては、令和 2 年度から令和 5 年度までが 4 件、令和 7 年度までが 9 件となっております。

7 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。

5 行目からになります。

菅谷東小学校屋内運動場大規模改造事業債（合併特例事業）ゼロ円、芳野小学校屋内運動場大規模改造事業債（合併特例事業）ゼロ円、小学校施設整備事業債 1,240 万円、小学校施設整備事業債（プール解体）3,010 万円、中学校施設整備事業債 470 万円、本米崎体育館施設整備事業債 3,790 万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

18 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 215 万 3,000 円の減、2 目高齢福祉費 313 万 3,000 円の減、3 目障害福祉費 5,533 万円、5 目後期高齢者医療費 1,243 万 9,000 円、8 目介護保険費 97 万 4,000 円。

19 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 1,987 万 5,000 円。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 57 万 6,000 円。

20 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 2,210 万円、2 目予防費 98 万 4,000 円の減。

26 ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 1,752 万 4,000 円の減。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 2,266 万 3,000 円の減。

27 ページをお願いいたします。

3 目学校建築費 2 億 3,668 万 7,000 円の減。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 1,982 万 7,000 円の減。

28 ページをお願いいたします。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 8 万 9,000 円の減。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 3,363 万 6,000 円の減。

29 ページをお願いいたします。

2 目公民館費 558 万 7,000 円、3 目青少年対策費 139 万 3,000 円の減。

30 ページをお願いいたします。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 663 万 1,000 円の減、2 目学校給食共同調理場費 380 万円の減。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,783 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 まず、財政課にちょっとお伺いしたいんですが、定例会初日に市長からご説明があったような気がするんですけども、ちょっと聞き漏らしたのでお伺いしたいんですけども、今回の補正で、例年、年度末に行う減額補正を、この 12 月補正で行う理由、何かおっしゃいましたか、市長。

財政課長 先般、議会のほうから、新型コロナウイルス対策の財源のほうで、現年度予算の不用等についてもしっかり活用するよというご指摘を受けたところでもありますので、来年度当初予算に向けての財源確保の部分も含めて、今回、前倒しでできるものについては減額補正をしているという状況でございます。

古川委員 分かりました。減額して今年度使えるものは新型コロナウイルス対策に充ててしまうということですね、一部ね。分かりました。

じゃ、別件ですけれども、教育委員会に伺います。学校教育課。

26 ページの小学校施設管理事業の修繕料 250 万円、これは何の修繕でしょうか。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。

こちらの修繕のほうは、防火設備の点検によりまして改善の指摘をされた箇所がございます。こちら防火シャッターですとか防火ドア、こちらのほうの不具合ということで、そちらの修繕のほうで上げているものでございまして、学校数は4校分を計上しております。

以上です。

古川委員 分かりました。

じゃ、同じく 27 ページの中学校の修繕料 420 万円は何でしょうか。

学校教育課長 こちらの修繕のほうも、防火設備点検により指摘をされたもの、プラス一部那珂三中の雨漏りが発生しておりまして、そちらの修繕のほう計上しております。

以上です。

古川委員 分かりました。

小学校も中学校も防火設備ということなんですが、ということは、今まで指摘、受けていなかったんですか。多分こういう設備点検というのは、点検に入るたびに指摘をされてきたんじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

学校教育課長 こちら防火シャッターのほうの点検が、消防設備で以前からやっていたものの中に、実は防火シャッターの部分というのは入ってなかったんですけれども、それが防火シャッターの部分もやるよというということで、新たに追加されたということがございまして、今回、こちらの指摘の部分が多くなっているというような状況になっております。

以上です。

古川委員 分かりました。

じゃ、それはそれですぐに対応するということでもいいことだと思いますが、防火シャッターだけじゃないんでしょう、今回の修繕は。

学校教育課長 小学校につきましては、防火シャッター、防火ドアも含みますけれども、今回の小学校に上げているのは、その部分だけでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。一旦終わります。

寺門委員 26 ページ、教育費の事務局費なんですけど、職員人件費ということで 1,700 万円減ということなんですけれども、これはどういう内容のものなのか。当然、採用しなくて影響は出ないのか。ちょっと 2 点お伺いします。

財政課長 こちらの職員人件費につきましては、職員の期末手当等については、人事院勧告、それで減額になったもの、あとは当初予算と年度で、人事異動等で職員が動いている部分があるので、その辺の不用額のほうも整理した中で、今回、減額補正をしているという内容でございます。

寺門委員 ということは、若干多めにということで、何名分ということではないんですか、これは。例えば会計年度任用職員報酬 600 万円ってありますよね。これは明らかに 1 名ないし 2 名とか、そういう人員じゃないんですか。どのぐらいの方を調整したのか、ちょっと教えてください。

財政課長 その部分については、会計年度任用職員については、各学校の指導員として支援している分の、その見込みのほうが当初と変わったという内容での減額になっていきます。

寺門委員 取りあえず。ちょっと分からないといえば分からないですけども。

次、27 ページ、小学校の小学校費ですが、小学校感染症臨時対策事業ということで、医薬材料と、それからあと奨励金が給付されていますね。この内容について、中学校も同じように使われていますので、多分理由は一緒だと思うんですが、併せて確認をお願いします。

学校教育課長 こちらの医薬材料費のほうでございますけれども、感染症対策のためのアルコールですとか、シャボネット、あるいは液体石けんなどの追加購入ということで購入している部分でございます。

交付金のほうの就学奨励特別支援金につきましては、要保護、準要保護の児童生徒を対象にしまして、今年度、マスクやアルコール等で負担をしているということの支援のために、1 人につき 3 万円を支給するものでございます。

中学校のほうにつきましても中身は同じでございます。

以上です。

寺門委員 小学校だけいえば、この就学奨励金 3 万円というと、単純に言うと 230 人ですか、人数は。

学校教育課長 そのとおりでございます。中学校のほうが 130 人分でございます。

以上です。

寺門委員 18 ページ中ほど、民生費の中の社会福祉費の 3 目障害福祉費です。5,533 万円ということで、これは自立支援システム改修と、それから自立支援のサービス給付費ということで補正で組まれていますけれども、ちょっと内容について。補装具給付と、それ

から障害児通所給付の人数的なものもちょっとお答えいただきたいんですけども。
社会福祉課長 社会福祉課でございます。ご説明いたします。

この委託料につきましては、サービス給付費、こちらシステムで行っておりますが、国の制度改正のほう、単価等に、こちらに沿った改修を行うものとして取っております。それと、扶助費のほうでございます。

自立支援給付サービス給付費、こちらのほうでございますけれども、主なものとしては、共同生活援助、グループホームと呼ばれるもの、こちらの利用件数のほうが増になっているもの。実績で申しますと、91件、現在のところ前年度よりも増加してございまして、こちらのほうと、あと就労継続支援B型と呼ばれる訓練サービスなんですが、こちらのほうが前年度よりも155件ほど増加してございます。こちらのものが主なものでございまして、大体2,800万円。

補装具給付費につきましては、450万円ほど見込んでございます。こちらのほうは、電動車椅子の修繕とか大きいものが今回いくつか入りまして、当初予算額を超える見込みとなったために計上するものでございます。件数としましては、現在のところの数字でございまして、総計で12月現在で900万円、既に申請と支出の金額が出てございまして、あと、これから12月から3月までということを見込みますと、約450万円程度、例年ですと支出がないと給付ができない方がでてしまうところを見込んだものでございます。

以上です。

寺門委員 去年より増えているということなんですかね。その要因がちょっと分かりましたら教えてもらえますか。

社会福祉課長 要因としましては、車椅子の修繕等が、今回入ったということと、あと補聴器、こちらのほうの認知度がおそらく上がって、給付を指示されて装着される方が増えたところを見込んでおります。また、義足や義肢等の定期修繕、こちらのものが何年かに一度、こういうふうに大きく入ってくるらしいというところで見積もっております。

以上です。

寺門委員 分かりました。

副委員長 19ページの民生費の児童福祉費の中にある感染症対応保育士等応援事業なんですけれども、多分、前回説明があった3万円クオカード支給のことかと思っているんですけども、ここで通信運搬費と郵送料のご説明をお願いします。

こども課長 こども課長、篠原と申します。

通信運搬費の郵送料につきましては、本人の申請、退職された方、そういった方に対しまして、クオカードを郵送、簡易書留等で送付するというのを予定してございまして、そのために必要な経費ということで計上してございます。

以上です。

副委員長 分かりました。

現役で働いている方には、施設で手渡しということになるのでしょうか。

こども課長 施設につきましては、施設で取りまとめていただいて、施設に交付し、施設からご本人に交付していただくという方法を考えてございます。

以上です。

委員長 率直な疑問で申し訳ないんですけども、27 ページ、菅谷東小学校と芳野小学校運動場の大規模改修事業、どのような改修になるのかお伺いいたします。

学校教育課長 こちらにつきましては、令和元年度に予算が、国の補助がついたために、今回減額しているものでございまして、内容としましては、屋根の雨漏り防止のためのふき替え、外壁、内壁、床、それから中の電灯のLED化などについて施工しております。

以上です。

委員長 それは、多分、時期的には、子供たちが使えるように冬休みあたりに実施する予定になっているんですか。その改修というのは。

学校教育課長 こちらのほうは、既に1学期から工事のほう入っております、現在も施工中でございますので、こちら両校につきましては、体育館は今、使用できない状況で工事を進めております。

以上です。

關委員 29 ページなんですけれども、青少年対策費です。

多分にコロナ禍でほとんど事業ができなかったということで三角になっているかと思うんですが、例えば賃貸料 17 万 9,000 円、バスの借り上げ料となっておりますけれども、それは当初、年間の予算がこの金額ということでしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課でございます。

今回、減額補正いたしますのは、新型コロナウイルスによりまして青少年相談員の研修が実施できなかったということがございますので、そのバスの借り上げ料を全額減額という形にしております。

以上でございます。

關委員 すると、補正前の額 771 万 4,000 円となっておりますが、これも一応、年間の当初の青少年対策の予算額ということで、そういう認識でよろしいですか。

生涯学習課長 青少年対策費の補正前の額ということでございます。

以上でございます。

寺門委員 先ほど 27 ページで、菅谷東小学校と、それから芳野小学校の屋内運動場大規模改造ということで工事中なんですけど、完了予定はいつになっていましたか。確認をお願いします。

学校教育課長 申し訳ございません。工期がちょっと今、頭には入っておりませんが、年度末まではいっていないと思いますが、3学期の途中までは使えない状態になると思います。

以上です。

古川委員 今回の補正予算に上がらなかったことについてちょっとお伺いしたいんですけども、担当は健康推進課だと思うんですけども、市内の小児科診療を行う医療法人から、あえて名前は申し上げませんが、問題なければそちらのほうで言っていただいて結構ですけども、小児科診療を行う医療法人から、那珂市が実施されたい那珂学生応援便の対象者に対して、那珂市への帰省、今回の正月とか成人式のことだと思うんですけども、に際してPCR検査の費用補助を那珂市として行っていただけないかという要望が上がったかと思えます。

それに対して那珂市のほうから回答をいただいて、残念ながら那珂市として本件に対して予算措置を講じることができないとのことでした。ほかの新型コロナウイルス対策関連の那珂市の予算組みが成立した後であったことや、PCR検査に対応できる医療機関が、実質、私どもの1施設のみであることなどがその理由であると推察されますがということで、これ、SNSにもアップされているんです。

ということで、あえてお伺いするんですけども、この辺の詳しい事情、まだ、推察されますと言うんで、我々もどういう事実なのか分からないので、その辺の経緯、お断りした理由等を含めてご説明いただきたいんですが、お願いします。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。ご説明いたします。

まず、小児科の医療機関でございますが、那珂キッズクリニック小児科の柏木先生でございます。柏木先生から、12月末にいい那珂学生応援便対象者の学生が那珂市に帰省する際に、PCR検査への補助を那珂市で行うことはできないかという提案を受けております。

市としましては、そのような提案をいただいたのは有り難く感じてはおりますが、様々な課題がいくつかあるというところでもございました。

まず、学生だけに限定していいのかというところでもございます。都内等から年末年始、帰省するのは学生に限ったことではないということ。当然、社会人、その家族も帰省すると。今回、市として検査補助を支給する制度をつくる際に、学生だけ限定をすることが難しいのではないかとということ。

それから、市内医療機関の協力体制の構築が難しいということです。市内の医療機関では自費検査は、各医療機関のその検査体制の事情も違うというところで、応じていただける医療機関は一部に限られると考えております。そのような状況の中、那珂キッズクリニックだけに頼るといことも負担が多過ぎるのではないかと。

それから、実施に当たっての準備期間でもございます。柏木先生からこの話をいただいたのは11月末でございます。12月定例会の最終日に、仮に追加補正予算の了解を得られたとしても、市民への周知期間が短いため、実質、年末年始の帰省時に間に合わないということをおもっております。

以上の理由から、今回の提案については実施が困難という結論に達しました。柏木先生からのご意見については、感染拡大の未然防止として、市としては十分に理解できるものとお伝えをした上で、先ほど述べた理由で、特に制度設計をはじめ準備期間が短過ぎるということから実施を見合わせた次第でございます。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

ということは、逆を言えば、例えば、先ほど学生のみでいいのかという話がありましたよね。じゃ、社会人も含めていればいいのか。それから、その医療機関、例えば那珂キッズクリニックだけにやらせてしまっているのかと。これが医師会がまとまって、そして実施するのは那珂キッズクリニックですよというような確認といたしますか、そういった協力体制が取ればいいのか。その辺を今の理由だと、逆を言えば、じゃ、大丈夫なんですかという話になるね。

ただ、最後の追加提出議案で入れたとしても周知が間に合わない。これはごもつともだと思います。これはよく分かります。

ですから、今回のことは、そういう意味では仕方ない、今回の補正では仕方ないとして、その那珂キッズクリニックの柏木理事長から同僚議員のところにお手紙がちょっと寄せられていまして、ちょっとご紹介しますと、行政的な助成制度をご用意いただくことができるに越したことはないのですが、それが種々の事情により不可能なのであったとしても、PCRの検査サービスを必要としておられる市民の方々に検査を受ける、もしくは検査について相談することができる場所があるんだということ、行政やメディアを通じて周知していただくことを望んでおります。年末年始の帰省シーズン、あるいは成人式などに際して、とりわけ県外に進学、就職で出ておられる那珂市民のご子息、ご令嬢の帰省時に、実家に、地域に、ふるさとに新型コロナウイルスを持ち込まないために、PCR検査、これは自費ということになるんでしょうけれども、を受けることができる場所があることを、市民の方々にご周知願いたいというお手紙でございます。

ですから、周知してくださいじゃなくて、そういう要望が上がっておりますということだけご紹介させていただきます。

今後のこととして、先ほど逆を言えばという話をしましたけれども、ちょっと今回の帰省、正月とか成人式の帰省には間に合わないというのは分かりましたけれども、今後、こういった協力をしてくださるところがあるので、医師会等も含めてよく検討、協議されて、こういった補助も可能であればぜひ取り入れていただきたいなということをお願いをしておきます。

以上です。

健康推進課長 まず、PCR検査の補助については、現在のところ実施する状況じゃないというか、考えてはおりませんが、その体制、市内の医療機関で、自費で、自己負担でPC

R検査をやる医療機関を今、調査しておりまして、公表していいという医療機関は、今後、公表させていただきたいと思っております。そういう体制は現在準備しているところでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかがございませぬか。

古川委員 すみませぬ。一言忘れませぬ。

今の健康推進課のご判断といいませぬか、これは市長はご存じですか。

健康推進課長 市長ともご相談してこの結果になつたというところございませぬ。

古川委員 では、市長の判断ということで理解してよろしいでしょうか。

健康推進課長 そのとおりです。

委員長 ほかに質疑ございませぬか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませぬか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願ひいたします。

休憩(午前10時40分)

再開(午前10時41分)

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

議案第76号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願ひいたします。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口です。ほか職員3名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の37ページをお開きください。

議案第76号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制

定するものとする。

提案理由といたしましては、市内体育館の使用料の考え方を統一するため、地区体育館（本米崎体育館、戸多体育館、瓜連体育館）の使用料を規定する本条例の一部を改正するものです。

次の 38 ページから 41 ページ、こちらまでが改正条文になります。

改正の内容につきましては、次の 42 ページ以降の新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

初めに、42 ページをご覧ください。

表の左側が改正後案、右側が現行の表となっております。

左の表の附則からご説明をいたします。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日からです。

経過措置といたしまして、改正後の規定は令和 3 年 4 月 1 日以降の使用について適用し、同日前までの使用については、なお、従前の例によります。

次に、43 ページをご覧ください。

こちらの別表ですけれども、地区体育館の使用料を規定したものでございます。

今回の改正は、大きく 3 つございます。

1 つは、全体的な文言の整理、2 つ目は、本米崎体育館、戸多体育館、瓜連体育館の 3 館に共通する料金の改定、3 つ目が、瓜連体育館に係る料金の改定でございます。

まず、表中の文言の整理でございます。

右側の現行の表で入場料の欄に、徴しない、徴するという表現ございますけれども、これを左側の表のとおり、徴収しない、徴収するに改正いたします。

次に、右側の表の一番上になります、左から 3 番目のところの使用目的の欄、こちらに、営利目的以外の使用と、その下のほうにいきますと横書きで、営利目的での使用とございます。これを削除いたしまして、左の表の使用目的の欄のとおり、スポーツに使用と、スポーツ以外に使用の 2 つに区分を整理いたします。

続きまして、3 館に共通する使用料の改定ですけれども、スポーツ以外に使用する場合は、スポーツに使用する使用料の 2 倍の額に統一をするものです。例を挙げますと、左の本米崎体育館、戸多体育館のスポーツに使用する場合は 9 時から 12 時ですけれども、使用料が半面で 500 円でございます。スポーツ以外に使用する場合は、半面の使用料、ご覧いただきますと、2 倍の 1,000 円となります。こちらにつきましては、3 館とも同じ根拠で統一をいたしました。

続きまして、瓜連体育館に係る改正についてご説明いたします。

改正の背景ですけれども、瓜連体育館は施設の老朽化が進んでおり、また、合併後も使用料の見直しをしておりませんでした。今年度、大規模改修工事により、令和 3 年 4 月にリニューアルすることを踏まえまして、総合公園を基準といたしまして使用料を見直

し、使用料の適正化を図ることといたしました。

具体例を申し上げますと、左の表の瓜連体育館の欄で、スポーツに使用する場合、半面の9時から12時の料金につきましては1,200円となっております。瓜連体育館は半面が約500平方メートルでございます、総合公園の500平方メートルの1時間当たりの単価から、こちらは算出をしております。この半面の使用料を基に、下の全面につきましては2倍の額、上の新たに設定いたしました4分の1面は、その半額の額となっております。

この4分の1面の新設についてでございますけれども、瓜連体育館では、卓球、バドミントン、ソフトバレーを利用する市民が多いことから、新たに4分の1面を設定することで、これまでの半面よりも安価に利用できるように、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

使用料の改正につきましては、以上でございます。

最後になりますけれども、表の下にございます備考の改正についてご説明いたします。

43ページの下の方から44ページにかけて備考の記載でございますけれども、いずれも条例本文等の整合や、別表の改正で不用になりました箇所の削除など、文言の整理をしたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 利用料の一覧表なんですけれども、改正前にその営利目的とか営利目的以外という言葉があって、それが今度なくなるわけですよ。ということは、スポーツに使用、スポーツ以外に使用、例えばスポーツ以外に使用の中に営利目的、もしくは営利目的でないものというのが入ってくるのかなと思うんですけれども、営利目的の方には貸さないとか、そういう考え方なんですか。そういうことではないですか。

生涯学習課長 そういったことではございませんで、備考のほうの(5)をご覧くださいますと、営利、宣伝を目的とする興業を行う場合は、この表のスポーツ以外に使用する場合の入場料を徴収する場合と同額とするとしてございますので、営利目的で使用する者に対して使用させないというものではございません。

古川委員 そうすると、入場料を徴収する場合と同額というのは、具体的にどこの金額を言うんですか。

生涯学習課長 この表で申し上げますと、例えば瓜連体育館の表が下半分でございますけれども、そのスポーツ以外に使用する場合のその右側に、入場料を徴収しない場合と徴収する場合と分かれてございます。この入場料を徴収する場合、こちらの金額になります。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

分かりましたけれども、営利目的で使用する、例えば興業する場合に、こんな安い入場料でいいんですか。

生涯学習課長 この設定につきましては、今年の4月、那珂総合公園のほうの体育館の使用料のほうを定めていますけれども、その基準と今回統一したという形でございます。

古川委員 だから統一したのはいいんですけれども、分かるんですけれども、安くないですかという話をしているんですけれども。営利目的で。

生涯学習課長 安いかならないかとおっしゃられれば、その判断基準というのが難しいところではあるんですけれども、実際、営利目的の利用というのがほとんど現状ではないという状況もございます。ただ、今回の料金設定につきましては、この金額のほうで定めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

古川委員 高いか安いかは私もよく分かりませんが、興業で使用するのに全面借りてこんなものなのかなど。ほかの市町村の体育館とかもこのぐらいなんですか。

生涯学習課長 ほかの体育館の興業の場合、料金を徴収する場合、通常の使用料の何倍を取っているかというデータはちょっとございませんので、申し訳ございません、お答えできない状況でございます。

古川委員 使う側に立てば安いに越したことはないわけで、安いほうがいいんですが、ちょっとほかの市町村も一度調べてみてください。変えろという話じゃなくて、ちょっと調べてみてください。どのぐらいが相場なのか。また、次回、検討する機会があれば、そのときまた反映していただければいいかと思っています。

以上です。

寺門委員 1件、広域で周辺市町村と相互に利用協定、結んでいると思うんですけれども、料金的には変わりませんか。

生涯学習課長 協定を結んでいる市町村、こちら改正後案の備考のところ（4）がございすけれども、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、こちらの市町村につきましては、市の料金と同一料金ということで、これ以外の市町村につきましては、倍の金額という形になります。

以上でございます。

寺門委員 ということは、営利目的で使う場合は、先ほど新しい金額体系になったこの2万4,000円。瓜連体育館をもし使うとすれば、全面的にこの2万4,000円で使えるということですね。これは、逆に言うと、水戸市でも、そのほか城里町でもみんな料金は一緒になるわけですか。分かりました。

武藤委員 今の質問の関連なんだけれども、何で瓜連体育館と本米崎体育館、戸多体育館は違うんですか。2倍になるか、そうでもないかというその区分けがちょっと分からないんですけれども、そこを教えてください。

生涯学習課長 本米崎体育館と戸多体育館、瓜連体育館のその考え方は同じなんですけれども、そもそも面積自体が本米崎と戸多につきましては小さいので、その部分で料金の設定が低くなっておりますので、倍にしたときに、例えば本米崎体育館、戸多体育館のスポーツ以外に使用する場合は1万円というふうになってございますけれども、スポーツに使用する場合の料金というのは全面で5,000円になっておりますので、その倍になっているという考え方としましては、どちらの体育館も同じような設定というふうになってございます。

以上でございます。

武藤委員 そうするというと、戸多体育館とか本米崎体育館のときは、料金は2倍になってしまふということによいんですね。

生涯学習課長 スポーツ以外に使用する場合については、本米崎体育館、戸多体育館、瓜連体育館につきましても、スポーツに使用する料金の倍額というのは同じ考え方でございます。よろしくお願いいたします。

武藤委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、那珂市スポーツ推進計画(案)の策定について、執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課です。引き続きよろしくお願いいたします。

常任委員会資料30ページになります。

それでは、那珂市スポーツ推進計画(案)の策定についてご説明をさせていただきます。

スポーツ基本法に基づきスポーツの推進に取り組むに当たり、今後10年間の基本方針として那珂市スポーツ推進計画を策定します。このたび、計画(案)がまとまりましたので報告を行うものでございます。

策定の体制です。

策定に当たり、推進計画策定委員会とワーキング委員会を設置しました。構成につきましては、記載のとおりでございます。

計画の概要です。

構成は、第1章の序論から第5章の計画の推進まで5章構成になってございます。

この後、第1章から順次ご説明をさせていただきます。

なお、各項目ごとに括弧書きでページを記載しておりますけれども、資料の後ろに添付してございます計画書（案）、こちらのページの番号になります。必要に応じてご参照いただければと存じます。よろしくお願いたします。

第1章、序論です。

計画策定の背景など基本的な事項を記載してございます。

1、計画策定の趣旨。

(1) 計画策定の背景では、法律や国の計画など、策定の根拠を載せています。

(2) 計画策定の目的。本市のスポーツ推進の方針を示し、スポーツを通じた健康増進など、活力ある社会づくりを目指すものです。

(3) スポーツと社会課題の解決。SDGsの視点を踏まえ、記載のとおり2つの開発目標を掲げ、スポーツを通じた本市の課題解決を目指します。

31ページになります。

2、計画の位置づけ。

第2次那珂市総合計画を最上位とし、那珂市教育プランのほか、那珂市健康増進計画など、本市の諸計画との整合性を図ります。

3、計画の期間。

(1) 基本理念及び基本方針は、令和3年度から令和12年度までの10年間。

(2) 基本施策は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

なお、基本施策については、必要に応じて柔軟に見直すことといたします。

4、スポーツの定義。

競技スポーツだけではなく、軽い身体運動も含むほか、「する」だけではなく、「みる」「ささえる」といった関わり方もスポーツと捉えます。

5、前計画における取組。

本計画の前身となる那珂市スポーツ振興基本計画の検証として、これまでの取組を記載してございます。

第2章、現状と課題です。

12の視点から現状と課題を分析しました。

1、市民の意識では、スポーツをする人、しない人がいる中、それぞれに対してスポーツ継続の働きかけや、スポーツを始めるきっかけづくりが必要です。

2、健康づくりでは、市健康増進計画や自転車活用推進計画において、生活習慣改善の取組や健康増進の啓発をしております。これらを踏まえ、スポーツへの参加やライフスタイルの提案などが必要です。

3、生きがいづくりでは、高齢化や障がい者のスポーツ参加の状況を踏まえて、高齢者や障がい者への支援や環境整備が課題です。

32 ページお願いします。

4、次世代の育成、その1、学校教育では、小中学生の体力低下のほか、運動部活動に課題が出てきています。児童生徒の体力向上や適切な運動部活動の運営が課題です。

5、次世代の育成、その2、幼児期では、ひまわり幼稚園や菅谷保育所等の取組を踏まえ、保幼小中の一貫教育を通して生涯の健全育成につなげていく必要があります。

6、次世代の育成、その3、放課後・地域。スポーツ少年団は減少傾向にありますが、スポーツに親しむ機会の提供も行っています。今後は、少年団への参加促進や地域の理解、協力の下、スポーツ機会の充実が課題です。

7、スポーツの場では、施設の老朽化が進んでいることから施設の計画的な修繕が必要です。また、かわまちづくりなど、新たな場の有効活用が課題です。

8、各種スポーツ団体の活動では、体育協会などが中心となり、地域密着型のスポーツを展開しています。魅力ある大会の開催や体育協会の運営体制の検討も必要でございます。

9、地域におけるスポーツ活動。スポーツ推進委員や各地区まちづくり委員会などが、スポーツを通して地域の活性化に寄与していますが、いずれも担い手の確保が課題です。

33 ページになります。

10、プロスポーツとの連携では、バスケットボールでは茨城ロボッツ、サッカーでは水戸ホーリーホックと連携関係にあります。連携体制のさらなる充実や有効活用が必要です。

11、アスリートへの支援と育成。国体などによりスポーツへの関心が高まっております。今後もアスリートへの支援継続が必要です。

12、持続可能な新しいスポーツの在り方。新型コロナウイルス感染症の流行により、大会の開催手法等を見直すきっかけになっています。持続可能なスポーツの在り方の確立や安全・安心の確保が課題です。

以上のように現状と課題を整理し、次の基本理念と基本方針を導き出しました。

第3章、基本理念と基本方針。

1、基本理念です。

令和12年度までに実現を目指す本市の生涯スポーツの将来像として、活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現と決めました。

なお、それぞれの言葉が象徴するものは下に記載のとおりでございます。

2、基本方針です。

基本理念の実現のための方向性として4つの方針を定めます。

基本方針1、みんなでスポーツ。誰もが気軽にスポーツに親しむよう、スポーツの機会

の充実を図ります。

基本方針2、未来につなげるスポーツ。子供たちが楽しく、意欲を持ってスポーツに取り組めるよう指導体制を充実します。

基本方針3、いつでもスポーツ。施設をはじめ各種環境の整備、充実を進め、情報発信の強化を図ります。

基本方針4、ささえるスポーツ。指導者の育成、アスリートへの支援、プロスポーツとの連携により、市民意識の高揚を図ります。

34 ページになります。

第4章、基本施策です。

1の体系図、2の施策の展開ともに下の表によりご説明をさせていただきます。

基本理念の下に、先ほど第3章で申し上げましたとおり、4つの基本方針を掲げています。さらに、その4つの基本方針の実現に向け、目指す方向性として14の基本施策を設定しました。さらに14の基本施策を展開するため、主な取組として68事業を掲げてございます。

基本施策や主な取組について、個別の説明は省略のほうをさせていただきます。詳細につきましても、計画書(案)のほうでご確認いただければと存じます。

次のページをお願いします。

35 ページ、第5章、計画の推進です。

1、推進体制。

推進計画策定委員会及びワーキング委員会において進行管理を行います。

2、成果目標。

計画の推進を評価するため、4つの基本方針ごとに成果目標を設定しました。

なお、目標年度は、計画の中間年である令和7年度としています。

成果目標については記載のとおりですが、計画書のほうには設定の根拠も掲載してございます。

最後になります。今後の予定です。

令和2年12月にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえまして、令和3年1月、策定委員会で計画策定を完了いたします。

3月に那珂市議会教育厚生常任委員会へ報告いたしまして、最終的に那珂市教育委員会定例会の議決により決定いたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 まず、計画の策定はご苦労さまでございます。

ちょっと一つお伺いしたいんですけども、私も以前、一般質問させていただいた記憶

があるんですけども、中学校の運動部の部活動がとても心配なんです。先ほど課題の中で、少子化の影響もあって運動部活動の運営上の課題が出てきたというふうなお話がありました。基本施策のところの部活動、29 ページにもありますけれども、持続可能な部活動の在り方の実現を目指しますということなんですけど、以下の3つの取組を考えますと、なかなか持続可能な部活動の在り方の実現、本当にできるんだろうかというのがちょっと心配なんですけれども、これ、一般質問ではないので、中学校にどのぐらいの部活があって人数がどうこの、そこまで聞きませんが、今の現状というのはどんな感じですか、部活動の。

それで、運営上の問題があるというふうに課題としておっしゃっているわけだから、それをどうやって子供たちが部活動を続けていける環境をそのまま残せるのんだろうかとちょっと心配なんですけれども、その辺を、現状をちょっと教えていただけますか。分かれば。

生涯学習課長 ちょっと分かる範囲で申し上げますけれども、現在、中学校の部活動につきましては、やはり生徒の減少だったり、指導できる先生などがいないとかという理由で、もう野球部がなくなったり、バスケットボール部がなくなったりという学校も実際に出てきている状況でございます。また、武道なんかにつきましては、やはり実施できる学校も決まっております、ある程度制限があるような状況でございます。

この部活動の運営につきましては、その学校の教職員の勤務の負担を軽減するというのも別な形で教育委員会のほうでは考えていかなければならない課題ではあるんですけども、そういったことも含めて、今後、国から部活動に関する運営の方針みたいなのが出されてくるというふうに聞いているんですけども、そういったことも踏まえまして、地域の方のご協力を得られるのか、また、学校で、子供の数なんかもちょうと減っている部分がありますけれども、どういった部活の運営ができるかということも含めて検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古川委員 ありがとうございます。

学校の中だけでなかなか解決しようと思っても厳しいのかなというふうに思っているんです。だから、昨今ではほかの中学校との合同チームというんですか、そういうものをつくったりとか。ただ、それだと上の大会まで行けないとか、地区大会はオーケーだけでも、県大会とか関東大会までは行けないよとか何かそういう話も聞くんですけども、それは、各地区の何か取決めとかでというような話もあって、認められている地区と認められていない地区があったりとか、那珂市がそれがどのような現状なのかよく分かりませんが、いずれにしても、進学するべく学校にその部活がないから、ほかの学校、市内だったらまだしも、これが市外に行っているという話も聞きますし、そういったところがどうやって解決していくのかなというふうにちょっと心配になっていま

す。心配になっているというだけで、どうしろということではなくて、よく協議をしていただきたいなということなんです。

何か、教育長、補足したいことございますか。何か言いたいような感じだったので。

教育長 今、私は個人的に部活動の過渡期に来ているのかな。いわゆる国の方針、文科省の方針が、皆さんご存じのように、新聞報道等では、地域にも下ろしていきますよというふうな方針を出している。ですけれども、この部活動に関しては、大元に日本中体連があり、関東中体連があり、そして茨城県には県の中体連があり、中央地区の中体連があり、那珂地区の中体連というふうに、こういうふうな組織になってくるわけです。

私が現役の頃は、なかなか合同チームの参加なんていうのも認めてもらえなかった。これがだんだん時代がこういうふうに変わってきている中で、今、こういう合同チームの参加もいいですよというふうな形でやっています。ですから、その辺のところを、もう我々が話し合っている、学校現場で話し合っている、もうそういう時ではないというのは、今、委員がおっしゃられたとおりです。実際に、子供たちも多種多様な要望があったり、それから少年団をはじめ、それ以外のクラブに入っていますので、部活動が本当に学校でやるべきものなのかという、そういう時代に入っていることは事実だろうなというふうに思います。

ですから、そういうことを鑑みながら、今回のこれを策定するに当たっても、例えば10年間の計画を立てたからもう変えませんよではなくて、随時見直していきますよという文言も、そういう意味でここに入れさせていただきました。

ですから、部活動に関しては、生涯学習だけではなくて、学校教員も含めて考えていかなくちゃならないし、市内の中においてもいろんな体育協会をはじめ、推進委員さんがいますが、必ずしも、じゃ、どのスポーツにも指導員がいるかという、いない。その辺の課題もいっぱい出てくる。そういういったことを総合的に考えていかないと、この部活動というのは、今後、どういうふうに進んでいくのかなというのは、ちょっと先が見えづらくなってきている部分があるのかなというふうに思います。

併せて、教職員の意識も随分変わってきています。やはり自分でやってきた、経験している先生方はこれができるけれども、必ずしも今の教員は、部活動を経験している教員ばかりじゃありません。まして、やはりその時代の流れがあるので、例えば本市においても、体育の先生で中学校の先生でありながら、じゃ、自分の専門としているのは何かという、やっぱりサッカーがはやった時代、頑張ってきた先生らは、サッカーなんです。ですから、同じ体育の先生であっても専門は何かという、一つの学校に2人ともサッカー専門がいるとか。そうすると、バレーとかバスケというのはなかなかないというふうなその時代の背景を物すごく表している。

そういう中では、なかなか難しい問題だな。本当にみんなで考えていかなくちゃならない。そういう中でやっぱり委員会は、ひとつリーダーシップを取りながら、今後、進め

ていければなというふうには思っています。まとまりません。申し訳ありません。

委員長 ほかにございませんか。

關委員 今の教育長のお話、十分に理解できました。

私のところの三中学区なんかも、数年前に、バスケしたいんだけども部活が廃止になって、それで別の中学校へ何か転校した生徒が1人いたということなんですけれども、将来にわたってそういう、今、教育長のお話じゃないけれども、部活動の存続も含めて難しい時代になってきているというのは十分理解できました。

そんな中でこの総合公園の施設を見ますと、将来にわたってその施設の充実という点から考えると若干不安要素があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう施設の整備、例えば、今考えるとフットサル場なんかありませんよね。ましてや笠間市のスポーツコミッションじゃないけれども、スケートボードの競技施設もないし、そういう施設の充実を今後図っていかねばならないのかなと思うんですけれども、そういうちょっと長期にわたった考えというのは、市のほうでは若干、話、出ているんですか。

生涯学習課長 施設の整備につきましては、委員おっしゃるとおりだとは思いますが、今後、今ある施設の、当然、修繕というのにも必要になってきている状況でございます。そういったものにつきましては、今後、個別の施設の修繕計画などもつくりながら、計画的に実施していく必要があるものというふうに思っております。

新しい施設については、なかなか何でもできるというものではございませんので、これにつきましては、今後、これからの一つ大きな課題なのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

寺門委員 1点、スポーツを通じた青少年健全育成の推進というところの施策に、子供会におけるスポーツ活動の充実ということでうたわれていますが、子供会についても大変厳しい状況で、那珂市内においては活動ももう停止、入会する者も少ないというような状況もありまして、今後どういうふうに進めていくのかというのはちょっと気がかりな点がありますので。

それと併せて、少年団、子供会イコール少年団ではないんですが、こちらについても、要するにもうサッカーと野球とバスケ、3つぐらい、あと剣道もあるんですけれども、やはり実際に取り組む子供たちが少なくなっているのも現実ですし、種目として新しいものを、例えばクライミング、ボルダリングとか、こういったものも含めて、もう一度、種目も改めて見直しをしていただきたいなというのと、あとは、活性化をどういうふうに図っていくかということもどういうふうと考えて。先ほど教育長から話が出ましたけれども、その辺もちょっと併せてお聞かせいただきたい。

生涯学習課長 お答えいたします。

まず、一つ、子供会の今後についてということでございますけれども、このスポーツ推

進計画の中では、子供会に対してその活動の中で、軽い運動でも何でもいいですから、将来、子供たちがスポーツ好きになるような活動を小さい頃からしていくことによって、将来のスポーツ活動につながっていくというようなこともございますので、そういった市のほうから啓発といいますか、そういった部分をしていくというのが一つあるというふうでございます。

ただ、子供会が減ってきたり何だりというのは、またちょっと別な話で、この計画の中では、そういった形で啓発のほうを進めていきたいなというふうに考えてございます。

あと、少年団のほうの種目の話でございますけれども、今、スポーツ少年団につきましては、ソフトボールだったり、水泳だったり、サッカーだったり、野球だったり、剣道だったりというのもございます。新しい種目につきましては、やはりその新しい種目を立ち上げる指導者という方がいて、初めてそのスポーツ少年団の組織というのができるということになりますので、そういった方が市内にいらっちゃって、こういうことやってみたいんだけどもというようなお話がもしございましたらば、スポーツ推進室のほうで、当然、そういった立ち上げとかの相談には乗っていけるというふうに考えてございます。

以上でございます。

寺門委員 組織、生涯学習課のほうでやるわけじゃないんで、これはまた別の話にはなるんですが、保幼小中連携もうたっているんですけども、要は各年代と、それからあとその団体別に区切って分けてスポーツを考えていただきたくないというのが、一貫としてその子供を中心にどう成長に役立てていくか、元気な体をつくっていくための流れですので、それぞれ担当課もあるし、何かみんな違っちゃった方向というか、それは避けていただきたいんです。保幼小中一貫でいうと学校教育課のほうでやるとか、いろいろその担当部課はあるんですが、中に流れる考え方としては、先ほど教育長がおっしゃったような一本筋を通していただいて、きちっとスポーツも、いろんな人が楽しめる、そういう機会をつくっていただきたいなということでお願いをしておきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

私のほうから、一つここでもよろしいですか。

ネーミングライツの現状について、今、違うんですがちょっと伺います。

生涯学習課長 総合公園のほうでネーミングライツのほうの募集をいたしました。前回の常任委員会のごときにご報告させていただいたんですけども、11月の末まで募集をしたんですけども、結果といたしましては、応募されてきた事業者がなかったというのが現状の結論でございます。

今後、引き続き募集のほう少し延ばしまして、3月末ぐらいまでの間で随時募集という

形でかけていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 以上で生涯学習課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。11時半に再開いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時29分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

続きまして、那珂市障がい者プラン策定に係る中間報告についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課長の平野です。ほか職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

資料のほうは、常任委員会資料8番目、先ほどスポーツが12番目でしたので、その前のほうに資料はなります。

那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告をいたします。

この計画は、平成30年度から令和5年度を計画期間とする第3期障がい者計画の中間見直し、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画、これは現行の計画の後継となるものですが、これらを併せて総称する那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告を行うものでございます。

資料に沿ってご説明いたします。

1番目、これまでの経緯です。

障がい者プラン推進委員会、こちらは外部の学識経験者や福祉関係者から成りますが、これを3回、ワーキングチーム会議、庁内職員等から成りますけれども、これを4回開催し、計画の策定についての調査や審議、検討を進めてまいりました。

アンケート調査は、課題やニーズの把握を目的として8月に実施しました。障がいのある市民を対象に1,200人へ調査書を送り、うち500人から回答を得ております。また、障がいのない市民を対象に550人へ送り、うち177人から回答を得てございます。

2番、計画の主な内容となります。

構成については現行のプランと変更はございません。

序章、計画の考え方については、プラン策定の背景となる国や県の動向、根拠法令、計画との位置づけ、他の市計画との相関関係、計画の対象者や期間など、現在の状況を反映させた概要を記載してございます。

第1部、第3期障がい者計画については、障害者基本法に基づき定められた計画となり、見直しに当たりまして、今回は改訂版と表記をいたします。

3章構成でございまして、第1章の第1節では、障がい者と施設サービスの状況について、近年の推移を数値で示し、第2節は計画の理念を「ともに暮らし ともに輝くため

に」を継承しています。実現に向けた3つの基本視点、6つの基本目標を掲げ、市の障がい者施策を体系化して一覧に示してございます。これらは現在のプランの形を継承しているものでございます。

お手元に渡しました案の資料の中で、一部追加がございました。32ページです。

手話奉仕員養成研修事業について、32ページの施策の体系の一覧並びに43ページの施策の方向3、地域生活支援事業の充実の下で、基本事業への記載が漏れてございまして、これを追加することといたします。こちらの詳細につきましては、94ページ、障がい福祉計画の上段に具体の記述は既に掲載されてございます。失礼いたしました。

続けます。

第2章、ここでは6つの基本目標の現状と目標、課題と実現のための諸事業についてを記載してございます。

第3章については、事業の中から重点となるものを選定し、ライフステージ別に整理するとともに、計画の推進体制や進捗の評価について整理、記載してございます。

第2部、第1章の第6期障がい福祉計画は、障害者総合支援法により、第2期障がい児福祉計画については、児童福祉法により、それぞれ策定が義務づけられたものであります。地域での生活を支援する障がい福祉サービスの根拠法別での体系、提供体制の整備等の数値目標、それらを実現するための方策を記述してございます。

4章で構成され、第1章は、先ほど述べました概要と福祉サービスの体系整理をしてございます。

第2章、かがみの資料では裏面にまたがりませんが、サービスの提供体制の確保について、福祉施設の入所者の地域生活への移行をはじめとした7つの国の基本施策に沿い、市の考えと目標値を設定してございます。

第3章では、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の3つに分け、それぞれに関して過去の実績値及び将来の見込み値を、実現のための方策とともに示してございます。

第4章では、計画達成のための点検及び評価の手法についてを記載してございます。

資料3番目、今後の予定でございます。

誤字の訂正や文言体裁の統一など、確認の上、計画（案）へ反映し、年明けに庁議での機関決定、パブリックコメントを経て、3月の常任委員会での策定報告、その後に公表という進行を考えてございます。コメント、意見により大きな修正が必要となった場合は、推進委員会及び庁議等による再審議を経て、決定を行う予定でございます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 障がい者計画の65ページ、災害時支援防犯対策の推進というところで、あん・し

ん・ねっと事業があるんですけれども、あとは地域包括支援センターによる要支援者の状況確認ということで、それぞれ避難行動の要支援者支援制度とあん・しん・ねっと事業。これ、登録者がそれぞれ少ないということなんですけれども、計画の中に含めて、今後、登録率を上げる方策についてはどのように考えているのか。

あと、円滑かつ迅速な支援、要支援者に対して、これについてはどういうふうにしていくのかちょっと伺います。

社会福祉課長 あん・しん・ねっと事業、こちら登録制度ということになってございまして、社会福祉協議会等々が各地域のほうに入りまして、周知、登録の作業を過去に進めた経緯がございます。その後、定期的にこのような機会があるごとに、地域に、お年寄り等、支援者のところに入る、その機会を利用してこのあん・しん・ねっと事業というもののご紹介、ご案内を重ねていくというようなことになろうかと思えます。

要支援者が、災害時に必要な支援を受けられるような支援体制ということで、地域の自治会とか、そういうところにこういう災害に関しての委員というのが、自治会の中でも設けられていると思うんですが、その方との連携等も取りながら、地域における要支援者というものに対して手が迅速に届くようにというところを重ねてお願いと、周知をしていくというところでございます。

以上です。

寺門委員 地域のほうでは、具体的に言うと、誰がどこに、日常、寝ているかというところまで皆さん把握しながら、いざというときには誰が支援をしていくということまで決めてはいるんですけれども、ただ、本部との連絡については、そごというか、支障がないように対策を講じていただきたいんです。その辺はどうですか。

社会福祉課長 ただいま委員がおっしゃったとおり、市当局と地域との連絡というところの方策というところは、確かに課題というふうに認識してございます。こちら防災課等々が担当部署とはなっておりますけれども、要支援者の名簿等々の共有というところは、社会福祉課のほうでも、また保健福祉部門でもされてございますので、そのところを活用の方向というのを具体的に詰めてまいりたいと存じます。

以上です。

寺門委員 分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一点、同じ 65 ページで、緊急時の情報配信の徹底ということで素朴な疑問なんですけれども、視覚障がい者の方に対してはどのような、あるいは、視聴覚、両方とも不自由な方については、どういう連絡体系を取っていらっしゃるのか。今後、強化していくのか。それをお聞きします。

社会福祉課長 聴覚障がい者の方につきましては、防災行政無線等々がデジタル化が現在進んでございまして、聞き直せる機能というのが追加になっているところは、自身の交換されたもので確認はいたしました。視覚障がい者の方につきましては、防災課のほうの先

日の説明の中にも、そういう文字情報が見られるものというものを配付するというような説明が、端末の貸与というようなものがあつたかと思imasので、そちらのほうを活用されると思imas。ただ、双方向でやり取りができるのかというところにつきましては、これは課題だなというふうに認識はしてござimas。ファクシミリとかが利用できる環境をとるのは、緊急時ではござimasけれども、その通報というところと情報提供というところは、一義的には 119 番とか、そういうファクシミリというのは既に整備をされておimasるので、再度、周知をしていきたいというふうに思imasけれども、通常の連絡、緊急時の第一報が終わつた後の連絡の取り合いというところは、通常の健常者もそうですけれども、課題であるとは認識してござimas。

以上です。

寺門委員 分かりました。

副委員長 62 ページにあります選挙に関することなんですけれども、5 の 10 で投票所に行くことができない方が郵送する制度ということなんですけれども、これはご本人確認とかいろいろ難しい面があると思imasんですけれども、どのような形でされていくのか、ちょっとお聞きしたいと思imas。

社会福祉課長 詳細については、申し訳ござimasせん、存じてござimasせんけれども、期日前投票等を活用されることと、あと実際に足を運ばないという方についての投票については、申し訳ござimasせん、総務課のほうに確認をして回答をしたいと存じます。

委員長 そのほかござimasせんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 45 分）

再開（午前 11 時 47 分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

続きまして、認可保育所等利用者負担額の見直しについてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 こども課長の篠原です。ほか 2 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の 20 ページをお開きいただきたいと思imas。ただいまの障がい者プランの続きでござimas。

認可保育所等利用者負担額の見直しについてご説明をいたします。

まず、今回の見直しの理由でござimasますが、1 の記載となっております、認可保育所等の利用者負担額については、国が定める基準を限度として市町村が定めるということ

になっております。各市町村においては、地域の実情を踏まえた独自の施策として、国の基準よりさらに利用者負担額の引下げを行っているというところでございます。

当市の利用者負担額は、国の基準額よりは低い水準にあり、これまでも利用者負担額の見直しは行われてきた経緯はあるものの、平成 15 年の改正以降、実質的な改正を行っておらず、近隣市町村と比較すると高いという状況になってございます。

このような状況の中で、令和元年 10 月からの消費税増税に合わせて、3 歳児以降の幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、課税世帯のゼロ歳から 2 歳児の利用者負担額につきましては制度の対象外となっております、このため、水戸市やひたちなか市など近隣市町村では、これを機に保育料の減額見直しを行っているという状況にございます。

また、記載はしておりませんが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育て世帯の所得の減少も見込まれます。そのようなことから減額の見直しの時期としていい機会であると捉えまして、当市におきましても子育て支援施策の充実や、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るべく、近隣市町村の状況を勘案しまして、3 歳未満児の利用者負担額について見直しを行うというものでございます。

2 の見直し案の概要でございますが、次のページの裏面になります 22 ページをお願いします。

ちょっと文字が小さくて大変恐縮ですけれども、この表が見直しの内容となっております。左側から年収の目安がありまして、その右側に国の基準額、その次に、那珂市の見直し前、見直し後の利用者負担額を記載してございます。

今回の見直しにつきましては、近隣市町村とのバランスを重視するという前提で見直しを図ったところでございまして、特に低所得層については大幅な減額で負担軽減を図り、メイン階層である中間層については若干の減額を、高所得者層も近隣とのバランスを図って減額をするというものでございます。

階層ごとに一つ一つの説明は割愛させていただきまして、基本的な部分でご説明させていただきますと、一番左側の年収の目安のところ、上から 3 番目の 360 万円までの層と、その下の 470 万円までの層のうち、一番右側に記載しました見直し後の第 4 の 1 と、第 4 の 2 の層で、8,550 円の減ということで大きな減額幅としてございます。この階層は、主に若年層である若い世代の親御さんが対象となると推測できますが、これらの階層につきましては、近隣市町村とのバランスを考慮しながら減額幅を大きくしてございます。

次に、見直し後の表で第 6 階層と第 7 階層ですが、階層としては一番大きいメインの階層となります。第 6 階層は 135 人、第 7 階層は 120 人の児童が該当となっております、年収としましても 640 万円まで、それと 930 万円までの階層となります。この階層は 30 代から 40 代の中間層とも言える階層でございまして、1,000 円程度の減額として見直しをしてございます。

所得がその上の階層であります第8階層、第9階層では、年収が1,130万円までと、それ以上の高所得の階層となりますが、近隣市町村とのバランスを図ってこちらも見直しを行ってまいります。

次に、表面の21ページに戻っていただきまして、利用者負担額の見直しの案と他市町村の保育料に読み替えた場合の表についてご説明をいたします。

この表は、今年の7月1日現在で在籍している児童数を用いまして、見直し後の各階層に当てはめて試算したものとなっております。

見直し案の試算は網かけの部分となっております、その下にありますひたちなか市以下の近隣市村の数字は、那珂市の見直し後の案を用いまして同様に試算した場合の数字となっております、見直し案と近隣市村が比較できるようになってまいります。

利用者負担額見直し後の歳入への影響についてでございますが、右から2番目の利用者負担額、収入の年額では、現行の基準額の場合、1億2,596万3,640円の歳入が見込めるところ、見直し案では1億1,889万2,400円と、今年より707万1,240円の減額になる試算となりまして、ひたちなか市と水戸市の間程度の水準になる見込みとなっております。

なお、施行期日は、来年の令和3年4月1日としてまいります。

以上が利用者負担額の見直しについての説明でございますが、さらにこの見直しの根拠となる、これまでの検討経緯などについて説明を加えさせていただきたいと思っております。

資料の23ページをお願いいたします。

こども課では、今年の3月に第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画というものを策定いたしまして、この計画に基づきまして、子育て支援に関する施策を推進しているというところでございますが、委員の皆様もご承知のとおり、那珂市では残念ながら待機児童が発生しているという状況でございます。そこで、待機児童の解消と保育所を確保することなど、子育て支援を取り巻く環境の充実を図るべく、子ども・子育て支援事業計画のアクションプランとして位置づけた計画を策定しようと、現在進めているところでございます。

この資料は、そのアクションプランの一部抜粋となりますが、中段から下の表で、各施策とタイムスケジュールをお示しいたしました。

待機児童解消に関するソフト事業としまして、不足する保育士の確保を図るべく、保育士等人材バンクを10月に設置いたしまして、市内の各保育園とのマッチングを図るとともに、ハローワークと共催で市内保育施設を見学するツアーを12月17日に実施いたします。

さらに、来年の令和3年度からのところでは、産休代替保育士等派遣事業では、産休や育児休業となった保育士の補填としまして、保育園が派遣会社などを利用して一時的に保育士を確保した場合に、保育士の数、それと保育定員に影響が出ないように安定した

保育体制を整えるように市が支援するというので、待機児童解消にも反映しようという事業の実施を予定しているところでございます。

また、児童を受け入れる保育施設の供給量の不足ということが課題としてあるために、待機児童解消のハード事業としまして、保育施設の整備の計画を現在検討しているところでございます。整備につきましては、市の子ども・子育て会議の場や、幼稚園、それと保育園事業者などとの意見交換や協議を行いまして、様々な整備手法を検討した上でアクションプランとして計画をしまいたいというふうに考えてございます。

この保育施設の整備につきましては、来年の第1回定例会におきまして、整備方針の概要などについて改めて委員の皆様にご説明できればというふうに考えているところでございます。

そして、その下の経済的負担軽減というところでは、利用者負担額の減額見直しとありますが、先ほどご説明させていただいたものがこの項目ということになりまして、具体的にアクションを起こして進めていくというものでございます。

一番下のその他のところでは、菅谷学童保育所プレハブの廃止とありますが、こちらは菅谷学童保育所の利用人数が減少しているということで、それに伴いまして、菅谷学童保育所のプレハブ建屋の廃止というものを進めていくものでございます。

これらのおり、那珂市の子育て支援に関する課題に対しまして、具体的に、かつ計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 21 ページの他市村との比較なんですけれども、ひたちなか市と水戸市の間だという話でしたが、ほかから比べるとまだまだ高い。もう一声という気持ちなんですけれども、さっきその階層によって大幅減額したところの階層と、そうでないところがあるということなんです、基本的にその第何階層の何々をいくら減額するかというのは誰が考えているんですか。法律で決まっているわけじゃないですよ。市で考えているわけですよ。どういう方々が、この第何階層の何をいくら減額すると考えるんですか。

こども課長 具体的にこの数字をつくるのは、市の職員が実施しておりまして、基準となっているものとしましては、こちらの表に示しましたが、一番左側にあります国の基準というのがまずございます。この基準をベースに、那珂市の見直し前の数字も対象となりますけれども、それと近隣市町村との比較をして、今回はその数字を導き出したという形になりますけれども、他市町村でもかなり安くなっているところはあります。この表で見てもご覧のとおり、常陸太田市、東海村などはかなり安い金額設定となっております、ここまで下げるといふことも施策としてはあるのかもしれませんが、市の財源確保

という部分もありますので、ひたちなか市と同レベルというような形で、今回は算定を進めさせていただいたということでございます。

古川委員 ですから、この辺に落ち着くということになるんでしょうけれども、結果論からいうと。ただ、私が聞きたいのは、第何階層のここをいくら減額してというのは、誰がどういう考えでそれを決めているのかなと、ちょっと参考程度にお聞きしたいんですけども。市役所職員がやっているのは分かりますが、何か課内の会議で決めているんですか。

こども課長 担当のほうで原案を作成しまして、それに基づいて課内で協議をして決定しているという状況が現実的などころではあるんですけども、この階層の区分についても、先ほど水戸市、ひたちなか市というお話がありましたが、そこも同じように比較をしまして、あと子育てが進んでいると言われる県南、県西辺りの数字なども参考にしながら、基本的にはやはり市の職員がそこを分析をしまして、階層をつくって、那珂市にはどの金額帯、階層がいいのかというのを判断しながら進めていくということで、決定しているものでございます。

古川委員 分かりました。じゃ、それはそれで。

安くなりました、入りやすくなりました、でも待機児童、入れませんということでは安くしても意味がないわけですね。そのための、待機児童減らすための施策をいろいろやっていたいてくれるわけですけども、そのうち、まだできたばかりでしょうけれども、保育士等人材バンク設置して何か変わりましたか。まだ1か月ちょっとでしょうけれども。

こども課長 こちらの人材バンクにつきましては、1名の登録がございまして、その方はちょっと別の形で採用が決まってしまうましたので、那珂市の人材バンクの実績とはなりませんでしたが、一応、登録はございました。

あと、登録するに当たりまして、市のほうに申請をしていただくようになるんですけども、その用紙の配付は数件、お渡ししておりますので、今後に向けて期待はしているというところでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。

それともう一つ、ちょっと気になったのが、ハード面で保育施設の整備で、まだ何も決まっていないんでしょうけれども、新設、増設、期間限定とか、公設で民営、その辺も検討して、令和5年度には待機児童の解消を目指しているんですか。

こども課長 こちらにつきましては、現在、那珂市で待機児童が生じているということもございます。ここの部分については早急に対応しなければならないということで、茨城県のほうでも待機児童対策協議会というのを設置いたしまして、その中でも進めているものでございます。茨城県では、国の基準で定めるところの待機児童は、来年の4月にはゼ

口にするということで、那珂市も国の基準の部分については、来年の4月、ゼロにしたいという気持ちはあるんですが、まずはその供給量が絶対的に不足しているという現状がございますので、それを進めていく上で、きちんと整理した上で、分析した上で進めていかなければならないかなというふうに考えてございます。

そのために、こちらにちょっと一部抜粋としてお示ししましたアクションプランというものがございますが、こちらを今、策定中でございます。先日、子ども・子育て会議というものを開催しまして、施設の整備の必要性について、委員の皆様にご理解いただいたところでございます。年明けに、再度、その会議を開く予定なんですけれども、そこまでにたたき台といいますか、案といいますか、そういったものを市のほうでどういった手法で整備するのがいいのかということ、提案といいますかお示しをしまして進めていきたいというふうに考えてございます。当然、市のほうだけでは分かりませんので、保育園の園長、施設長、それと幼稚園の事業者、そういった方と意見交換、協議、こちらを年内に進めて、どういったものがいいのかというのを、案を策定しまして、1月の会議に諮って進めていきたいというふうに考えてございます。

それらを含めてアクションプランとして、今後進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

古川委員 分かりました。

ただ、市のほうで例えば新設、増設とか、直接タッチしなくても、基本的に今やっている既存の民間の保育所等が定員増していただいて、定員増するには施設の増設とか、そういうのも必要になるかもしれない。そこは補助金で出すわけでしょう。そういうことも含めての検討ですよ。もう市が何かをやるということに決定しているわけではないですよ。分かりました。

寺門委員 保育士の確保というところで、待機児童解消の策ともなるんでしょうけれども、絶対数が足りないと思うんです。それと、ゼロ歳から2歳児ですと、これも適正配置があります。たくさんいるということになるんで、その処遇改善のところ。民間も公立もありますけれども、ちゃんと保育士に行きわたっているのかどうかというのは、監査等もやられていると思うので県のほうからも入りますけれども、その辺はどうなんでしょう。まだまだ改善がされないとなると、いくら来てくださいよと言っても、東海村みたいに自治体独自で何か奨励金つけないと来ないよということになっちゃうんで、その辺がちょっと根本的にどう改善していくのかというのは、やっぱり大きな問題だと思うんですけれども、どうですか、その辺は。

こども課長 こちらの今の処遇改善の部分につきましては、寺門委員がご指摘のとおりでございます。処遇改善加算というのが国のほうから出ているわけでございますけれども、それを適正に各保育士まで分配するということができています。事業者、それとまだできて

いない事業者があるということは、市のほうでも承知しているところでございまして、そちらにつきましては、処遇改善のやり方につきまして、例えば県のほうで出前講座などを行って、そちらに市の職員も一緒に同行はしておりますけれども、その算定の仕方とか分配の仕方とか、そういったことを学ぶ機会があったりとかということで、きちんと適正に処遇改善加算を保育所で算定できるようにということで現在進めているというところでございます。

以上です。

寺門委員 県の指導、きちんと園のほうにも通していただきたいと思います。

それから、待機児童についてなんですけれども、今現在、どれぐらいいるんでしょうか。こども課長 10月1日現在、国のほうに報告している数字になりますけれども、31人ということになってございます。

寺門委員 来年の4月はもう応募は多分締め切りされたと思うんですけれども、第5希望まで大体皆さん書かれて、どこへ行くか分からないよというのが一つあるのと、それでもまだ足りないですよ。ざっくり言えば、90名ぐらいの収容の保育所が1個足りないよというような想定だろうと思うんですけれども、ずっと毎年、もう2年前から変わっていないですよ。逆に増えている傾向にあるんで。増えているのは、3歳児から無償化になったんでその辺もあるんですけれども、その辺の対策というのは、この子育て支援事業計画、アクションプランのほうを見ると、令和5年、待機児童ゼロを目指すというふうに書いているんですけれども、そもそもそこがちょっと違うんじゃないですか。目指すのは即ゼロにしなきゃいけないですよ。実際に、もう受入れ体制はオーバーしちゃっているんで、じゃ、即、来年の4月ではもう間に合いませんよね。要するに入れなかった子に対する対策とか、その辺はどういうふうに考えているのかもちょっと併せてお聞きしたいんです。

こども課長 一昨年、いくつ保育園新設ということで、プロポーザルで定員を増やして、新設という形でやっていただきまして、今年4月は認可外保育施設を認可保育施設にするということで対応してきたところでして、一つの方法としては、認可外保育施設、現在あるところでちょっとお声かけをして、認可保育にならないかというようなことも働きかけは行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、あとは各保育施設のほうともこれから協議はしていきますが、保育士との都合といいますか、そういうことになろうとは思いますが、どのぐらいの定員がいけるかどうかという部分を改めて確認する機会なんかもこれからあろうかと思いません。何人ぐらいの人員を、今、定数というのはありますが、そこをきちんと確保して、保育士の不足がないかというところも確認はできるのかなというふうに思っております。

寺門委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休憩(午後0時12分)

再開(午後1時00分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

続きまして、議案第82号 令和2年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしく願います。着座にて説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第82号 令和2年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)になります。

4ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目事務費補助金139万1,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金97万4,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金59万9,000円。

続きまして、5ページをご覧ください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費278万3,000円、こちらは介護保険制度改正に伴いますシステム改修に係る経費の補正になります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金18万1,000円、こちら還付金の件数増に伴います補正になります。

介護長寿課からの説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 82 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 82 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告についてを議題といたします。

執行部より説明お願いいたします。

介護長寿課長 それでは、常任委員会資料の 24 ページをお開きください。資料の中ほどになるかと思います。

那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告について説明いたします。

令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の計画期間と定めまして、第 9 期高齢者福祉計画、第 8 期介護保険事業計画を統合して策定をいたします那珂市高齢者保健福祉計画の中間報告を行うものでございます。

資料に沿って説明をいたします。

1、これまでの経緯でございますが、(1) の高齢者保健福祉計画推進委員会を 2 回、(2) の高齢者保健福祉計画ワーキング委員会を 4 回開催いたしました。1 回目はどちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮いたしまして、書面での開催をいたしました。2 回目以降は通常で開催形式で開催をいたしまして、計画策定について審議、検討を進めてまいりました。

(3) から (6) の調査でございますが、市民の方を対象として、介護認定を受けていない方を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、また、介護認定を受けている方を対象といたしました在宅介護実態調査の実施をするとともに、市内事業所に介護サービス事業所意向調査を行いました。さらに、本計画より新たに実施いたしました法人、事業者を対象といたしました在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の 3 調査を行いまして、地域の課題分析を行い、地域の実情に合った計画を策定することができますよう進めてまいりました。

2 の計画の主な内容でございますが、こちらは 5 つの章で構成しております。

第 1 章から第 4 章までは、前計画とほぼ同様の構成になっておりますが、資料の 25 ページの上段に記載がございます第 5 章につきましては、こちら要介護状態となることの予防及び重度化防止を掲げまして、来年度より取り組んでまいります高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を踏まえまして、高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防の取組や重度化を予防する取組を重点的に行うために、本計画より加えたものとな

っております。

また、24 ページにお戻りください。

下段のほうになります。第3章、計画の基本的事項でございますが、本計画も前計画の基本理念を継承いたしまして、「やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり」と定め、生きがい・福祉のまちづくりの推進、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の円滑な運営という3つの基本方針を掲げまして、基本施策に基づいた事業が円滑に進められるよう、計画策定を進めてまいります。

こちらは、添付資料の計画（案）の40 ページに記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

25 ページの上段をご覧ください。

3、今後の予定でございますが、本日の教育厚生常任委員会におきまして中間報告をさせていただきます。今月の22日には第3回目の推進委員会を開催する予定でございます。

年明けの1月上旬には、庁議に諮り、承認後にパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様より意見等を募集する予定でございます。

パブリックコメントを実施いたしまして修正等がない場合は、3月定例会の教育厚生常任委員会におきまして計画策定の報告をさせていただきます。また、3月下旬には、本計画の公表をする予定となっております。

介護長寿課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時08分）

再開（午後1時09分）

委員長 再会いたします。

保険課が出席いたしました。

続きまして、議案第74号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 保険課課長の生田目です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書の24ページをお開き願います。

議案第74号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいた

します。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正し、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、個人所得課税の見直しに伴う影響が出ないよう基準の改正を行うものでございます。

次のページに一部改正条例の条文、26ページから29ページに新旧対照表をつけさせていただきます。

30ページをお開き願います。

一部改正の概要になります。

改正理由につきましては、先ほど申し上げた提案理由のとおりでございます。

改正内容でございますが、第12条と第21条が引用する条の修正になります。

第22条は、国民健康保険税の減額において、個人所得課税の見直しに伴う影響が出ないように改正をするものです。

今回の個人所得課税の見直しで、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるため、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引上げを行います。

また、世帯に給与及び公的年金等の所得を有する者が複数いる場合は、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた額を基準額に加算する改正を行い、今まで減額を受けていた人が受けられるようにするものでございます。

附則は、第2項の改正になりますが、65歳以上で公的年金等受給する者に、条例の第22条の規定を適用する際の特例に関する読替規定について、個人所得課税の見直しに伴う所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

施行期日ですが、条の修正は公布の日から施行し、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正は、令和3年1月1日から施行します。

適用区分ですが、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険税に適用し、令和2年度分までの保険税については、改正前の条例を適用いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 30ページ、改正の理由のその下です。

中ほど、世帯に給与所得を有するもの及び公的年金等の所得を有する者が複数いる場合、これ、2名以上だと思えるんですけども、その数から1を減じた数とすると、3人いたとすると2人になって20万円、だから33万円プラス20万円ということなんですか。減額のというか、基礎控除のところが変わるのが。そういう解釈になるんですか。

保険課長 こちらにつきましては、軽減のほうは、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということ

で、所得の基準が設けられているんですけども、5割軽減と2割軽減の世帯につきましては、基礎控除の、今度、引き上げられる43万円と、あと28万5,000円掛ける被保険者数ということになっているんですけども、そこが基礎控除を10万円上げただけでは、1人分の見直し分しか見られないというところなので、もしも何人かいる場合には、その分も見ての基準額を設定するというので、被保険者数に応じて10万円を加算するというようにしております。

委員長 ほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第81号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第81号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)についてご説明いたします。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明をいたします。

4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金5,900万円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金84万7,000円。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金208万4,000円でございます。

続いて、歳出でございます。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費121万円、こちらは先ほど説明しました税制改正対応に伴うシステム改修になります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1,600万円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費4,300万円。

次のページをお開き願います。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 3,000 円。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 169 万円、
3 目償還金 2 万 8,000 円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 81 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 81 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号 令和 2 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

議案第 83 号 令和 2 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
ご説明いたします。

それでは、4 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明をいたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料 4,804 万 2,000
円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,144 万 9,000 円。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 22 万 9,000 円。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 164 万 9,000 円でございます。

続いて、歳出でございます。

款項目、補正額の順にご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 6,114 万円、こち
らは保険料改定により納付金が増額となるものでございます。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 22 万 9,000 円でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 83 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 83 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で執行部に関する案件は終了いたしました。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1 時 20 分)

再開 (午後 1 時 21 分)

委員長 再開いたします。

続きまして、茨城県市議会議長会議員研修会の出席者についてを協議いたします。

令和 3 年 2 月 5 日金曜日、茨城県市議会議長会の今年度の第 2 回目の議員研修会がございます。研修会場はホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸となっております。日帰りの研修となっております。

教育厚生常任委員会から出席者 1 名を選出します。どなたにいたしますか、ご協議ください。

希望者はおられますか。

それでは、当委員会からの出席者は原田副委員長といたします。よろしくお願いいたします。

本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後 1 時 22 分)

令和3年2月22日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪